

宿 泊 約 款

【第1条】適用範囲

1. 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令等(法令又は法令に基づくものをいう。以下同じ)又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当ホテルが法令等及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

【第2条】宿泊契約の申込み

1. 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする場合は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとみなします。

【第3条】宿泊契約の成立等

1. 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残金があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

【第4条】申込金の支払いを要しないこととする特約

1. 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後、同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

【第4条の2】施設における感染防止対策への協力の求め

1. 当ホテルは、宿泊しようとする方に対し、旅館業法の規定による協力を求めることができます。

【第5条】宿泊契約締結の拒否

1. 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。ただし、本項は当ホテルが、旅館業法第5条に掲げる場合以外に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。
 - (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 満室により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする方が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする方が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月1日施行)による指定暴力団および指定暴力団員等(以下「暴力団」及び「暴力団員」とする)又はその関係者、その他反社会的勢力であるとき。
 - (5) 宿泊しようとする方が暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であるとき。
 - (6) 宿泊しようとする方が暴力団員に該当する者が役員となっている法人、その他の団体であるとき。
 - (7) 宿泊しようとする方が他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (8) 宿泊しようとする方が、宿泊施設もしくは宿泊施設職員(従業員)に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき。(宿泊しようとする方が、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律「障害者差別解消法」の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)
 - (9) 宿泊しようとする方が、当ホテルに対し、その実施にともなう負担が過重であって他の宿泊客に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害する恐れのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
 - (10) 宿泊しようとする方が、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等(以下「特定感染症の患者等」という。)であるとき。
 - (11) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

- (12) 宿泊しようとする方が泥酔し、又は言動が著しく異常である等により、他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれがあると認められたとき、又は福島県旅館業法施行条例の規定する場合に該当するとき。
- (13) 宿泊しようとする方が、著しく不潔な身体、又は服装をしているため、他のお客様に迷惑を及ぼすおそれがあると認められたとき。
- (14) 宿泊しようとする方に、支払い能力がないと明らかに認められるとき。
- (15) 宿泊しようとする方が、危険物、禁制品、その他のお客様のご迷惑になる物の持ち込み又は持ち込みをしようとするとき。

【第5条の2】宿泊契約締結の拒否の説明

1. 宿泊しようとする方は、当ホテルに対し、当ホテルが前条に基づいて宿泊契約の締結に応じない場合、その理由の説明を求めることができます。

【第6条】宿泊客の契約解除権

1. 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるにあたって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

【第7条】当ホテルの契約解除権

1. 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。ただし、本項は当ホテルが、旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。
 - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が特定感染症の患者等であるとき。
 - (3) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (4) 宿泊客が泥酔し、又は言動が著しく異常である等により、他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれがあると認められたとき、又は福島県旅館業法施行条例の規定に該当したとき。
 - (5) 「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月1日施行)による指定暴力団及び指定暴力団員等(以下「暴力団」及び「暴力団員」とする)又はその関係者、その他反社会的勢力であるとき。
 - (6) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であるとき。
 - (7) 暴力団に該当する者が役員となっている法人、その他の団体であるとき。
 - (8) 宿泊施設もしくは宿泊施設職員(従業員)に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき。(宿泊しようとする方が、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律「障害者差別解消法」の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)
 - (9) 宿泊しようとする方が、当ホテルに対し、その実施にともなう負担が過重であって他の宿泊客に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害する恐れのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
 - (10) 宿泊客が著しく不潔な身体又は服装をしているため、他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
 - (11) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
 - (12) 宿泊客に支払い能力がないと明らかに認められるとき。
 - (13) 宿泊客が危険物、禁制品、その他お客様のご迷惑になる物の持ち込み、又は持ち込みをしようとするとき。
 - (14) 当ホテルが定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
 - (15) 前各号の他、宿泊客がこの約款の定めに従わないとき。
2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客が提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

【第7条の2】宿泊契約解除の説明

1. 宿泊しようとする方は、当ホテルに対し、当ホテルが前条に基づいて宿泊契約を解除した場合、その理由の説明を求めることができます。

【第8条】宿泊の登録

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - (1) 宿泊客の氏名、住所及び連絡先
 - (2) 日本国内に住所を有しない外国人にあつては、国籍、旅券番号
 - (3) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 日本国内に住所を有しない外国人にあつてはパスポートの提示並びにコピー等をさせていただきます。
3. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを提示し、当ホテルの承認を得ていただきます。

【第9条】客室の使用時間

1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、15:00から翌日の11:00までとします。
ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
 - (1) 超過3時間までは、室料金の3分の1
 - (2) 超過6時間までは、室料金の2分の1
 - (3) 超過6時間以上は、室料金の全額

【第10条】利用規則の遵守

1. 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に提示した利用規則に従っていただきます。

【第11条】営業時間

1. 当ホテルの主な施設の営業時間は次のとおりとし、その他の施設の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の提示等でご案内いたします。

- (1) フロント・キャッシャー等サービス時間
 - ① 門限……………なし
 - ② フロントサービス……………24時間

- (2) 飲食等(施設)サービス時間

コーヒーハウス トレール 7:00～21:00

朝食 7:00～10:00

喫茶 10:00～11:30

昼食 11:30～14:30

喫茶 14:30～16:30

夕食 16:30～21:00

和食堂 松林

昼食 11:30～14:30

夕食 17:30～21:30

中国レストラン 胡蝶花

昼食 11:30～14:30

夕食 17:30～21:30

バー&ラウンジ オクトワン 17:30～24:00

ステーキハウス ハマ 郡山店

昼食 11:30～14:30

夕食 17:00～21:00

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には適当な方法をもってお知らせします。

【第12条】料金の支払い

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求したとき、フロントキャッシャーにおいて行っていただきます。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

【第13条】当ホテルの責任

1. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当ホテルは、消防機関から防火優良認定証を受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

【第14条】契約した客室の提供ができないときの取扱い

1. 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

【第15条】宿泊客の所持品に関する当ホテルの責任

1. 宿泊客の所持品(当ホテルに預けられた場合を含みます)の滅失又は毀損等が、当ホテルの故意又は過失による場合のみ責任を負うものとします。当ホテルが損害を賠償する場合、損害賠償額は紛失時の公正市場価格又は15万円のいずれか低い額といたします。
2. 金銭、譲渡可能証券、宝石、重要書類等の貴重品は貸金庫でしかお預かりいたしません。貸金庫ご利用中の滅失、毀損等については、当ホテルの故意又は重大過失がある場合を除き、15万円を限度額としてその損害を賠償いたします。

【第16条】宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任を持って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

【第17条】駐車場の責任

1. 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

【第18条】宿泊客の責任

1. 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

【第19条】免責事項

1. 当ホテル内からのコンピューター通信のご利用にあたりましては、お客様ご自身の責任にて行うものといたします。コンピューター通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当社は一切の責任を負いません。また、コンピューター通信のご利用に当社が不適切と判断した行為により、当社および第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。

【第20条】支配する国語

この約款は日本語と英語で作成されていますが、日本語と英文の間に不一致又は相違があるときは、すべて日本語を優先するものとします。

【第21条】裁判管轄及び準拠法

この約款による宿泊契約及びこれに関連する契約に関して生じる一切の紛争については、専ら当ホテルの所在地を管轄する日本の裁判所において、日本の法令に従い解決されるものとします。

【別表第1】 宿泊料金等の算定方法 (第3条第2項及び第12条第1項関係)

		算定方法
宿泊客が 支払うべき 総額	宿泊料金	①基本宿泊料(室料又は室料+食事料) ②サービス料(①×10%)
	追加料金	③飲食料およびその他の利用料金 ④サービス料(③×10%)
	税金	イ. 消費税 ロ. 税額の算出は1円単位とし、円未満切り捨て

※税法が改正された場合は、その改正された規定によるものとします。

【別表第2】 違約金 (第6条第2項関係)

		契約解除の通知を受けた日				
		不泊	当日	前日	9日前	20日前
契約申込人数	一般 14名まで	100%	80%	20%	—	—
	団体 15~99名まで	100%	80%	20%	10%	—
	団体 100名以上	100%	100%	80%	20%	10%

【注意事項】

1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。
3. 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる。)にあたる人数については、違約金はいただきません。